

「移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則（案）」及び「「移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則」に関するガイドライン（案）」に関する
意見公募手続について

1. 規則制定の趣旨

令和6年税制改正要望として要望してきた「法人（発行者以外の第三者）が短期売買目的以外で継続的に保有する暗号資産について、期末時価評価課税の対象外とする」ことについて一定の要件のもとに認められることとなり、法人税法、および暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部の改正手続が行われています。これらに定める移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する手続を定める規則案を別紙1乃至4のとおり作成しました。

下記のとおり、意見公募手続を実施いたします。

2. 制定する規則およびガイドライン

- (1) 移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則
- (2) 移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則 別紙1
- (3) 移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則 別紙2
- (4) 「移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則」に関するガイドライン

3. 制度の概要

(1) 制度の概要

ア. 国内で取引されている又はされる予定の暗号資産について、以下のいずれかの場合は期末時価評価は取得原価をもって行うことができる。

イ) 暗号資産交換業者が、暗号資産の保有者等からの要請を受け、暗号資産に移転の制限を付した又は付す予定である場合

ロ) 暗号資産交換業者が、暗号資産に移転の制限が付されている又は付されることが予定されていることについて通知を受けた場合

イ. 手続きとしては、保有者から暗号資産交換業者への保有暗号資産に関する通知、および暗号資産交換業者からJVCEAへの情報提供、およびJVCEAによる公表が必要となる。

(2) 本規則に定める移転制限を付した暗号資産情報に関する通知、公表手続きの概要

ア. 暗号資産の保有者からの要請を受けて、会員は移転の制限を行った保有暗号資産に関する公表事項その他の通知を受ける

イ. 会員は当該通知を受領した場合、月に1回以上、通知のうちの公表事項について協会

に公表の要請を行う。

ウ．協会は受け付けた公表事項を協会 HP にて公表を行う。

添付資料

- (1) 【別紙 1】 移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則（案）
- (2) 【別紙 2】 移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則 別紙 1（案）
- (3) 【別紙 3】 移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則 別紙 2（案）
- (4) 【別紙 4】 「移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則」に関するガイドライン（案）

4. 提出期限

2024 年 3 月 21 日（木） 15 時まで